

安広第63号
令和元年10月24日

指定地域密着型介護サービス事業所
居宅介護支援事業所 御中
各町地域包括支援センター

安八郡広域連合事務局長
(公印省略)

地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

平素は、介護保険事業に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

地域密着型サービスは、介護認定を受けた要介護者や要支援者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、市区町村内の支援ニーズに応じて提供されるサービスであり、市区町村（本件の場合は「安八郡広域連合」となります）が事業所を指定するものです。このため、安八郡広域連合の被保険者は、安八郡広域連合管内の地域密着型サービスを利用することを原則としています。しかし、特別な事情がある場合は、施設所在市区町村長の同意を得た上で指定することにより、被保険者の利用が可能となる場合があります。

つきましては、このたび『指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定に係る同意に必要な手続きを定める要領』を定めましたのでお知らせします。詳細については、下記のとおりです。

記

・＜11月初旬安八郡広域連合ホームページに掲載予定＞

〔 安八郡広域連合ホームページ⇒介護サービス事業者の皆様へ⇒地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について 〕

※今後変更が生じる場合があります。随時掲載してまいりますのでご確認願います。

【留意点】

個別の事情などが勘案されるため、要件に該当していることのみをもって、利用が認められるものではありません。

他市区町村による同意の手続きや事業所指定手続きには相当の時間が必要となります。なお、手続きを得ないままサービス利用が判明した場合は介護給付費をしません。

事務局	安八郡広域連合 業務係
連絡先	〒503-0126 岐阜県安八郡安八町中須410番地の1 特別養護老人ホームあすわ苑内 TEL：0584-63-2050 FAX：0584-63-0052 E-mail：akouiki@bronze.ocn.ne.jp